

令和 7 年度 新潟県少年自然の家 要 覧



〒959-2602

新潟県胎内市乙 1503-166

TEL : 0254-46-2224

FAX : 0254-46-3070

HP : <https://niigata-shounensizen.jp/>

指定管理者：株式会社サンアメニティ

目 次

I 新潟県少年自然の家の概要

1	名 称	1
2	所 在 地	1
3	施 設 の 目 的	1
4	沿 革	1
5	施 設 概 要	2
6	施 設 設 備	2
7	配 置 図	3

II 運 営 の 概 要

1	運 営 方 針	4
2	職 員 の 状 況	6
3	令和7年度主催 企画事業一覧	7

III 施 設 の 利 用

1	利用にあたって	8
2	施 設 案 内	10
3	基本生活時間	13

IV 施 設 の 利 用 状 況

1	利 用 状 況	15
2	令和6年度主催事業実施状況	19
3	少年自然の家での活動の様子	20

新潟県少年自然の家条例	22
新潟県少年自然の家管理規則	26
新潟県少年自然の家使用規程	37

新潟県少年自然の家の概要

1 名 称

新潟県少年自然の家

2 所 在 地

〒959-2602 新潟県胎内市乙 1503-166

電話・・・0254-46-2224 FAX・・・0254-46-3070 URL <https://niigata-shounensizen.jp/>

3 施設の目的

新潟県少年自然の家は、砂丘が続く日本海に臨み、美しい赤松の天然林に囲まれた大自然の中にある、子どもたちのための青少年教育施設です。このすばらしい自然の中で、学校や家庭では得難い宿泊活動、野外活動、創作活動などの体験活動を通して、豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な子どもたちの育成を図ることを目的としています。

4 沿革

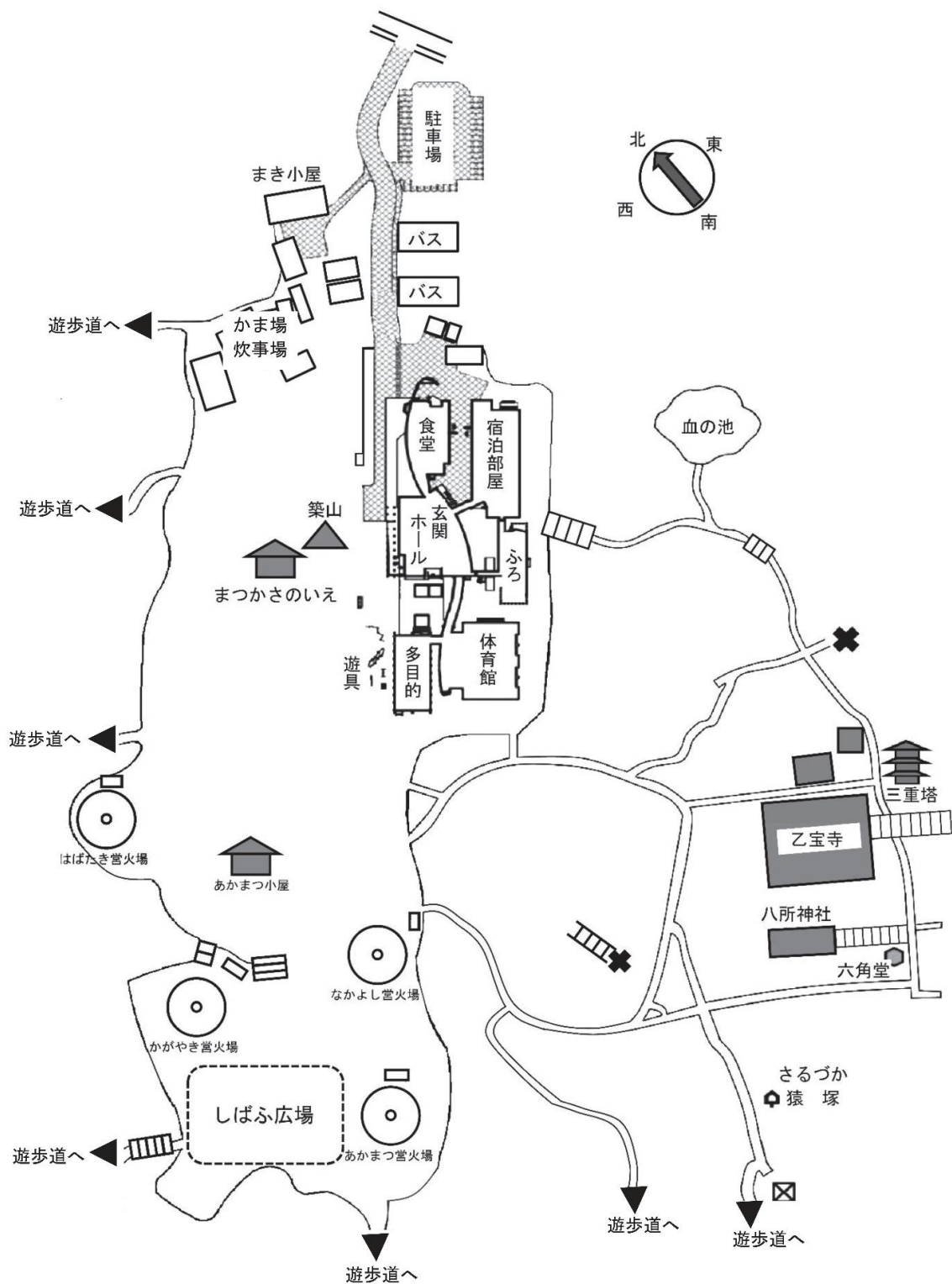
- | | | |
|----|--------------|------------------------------|
| 昭和 | 46. 3 | 第2次総合教育計画において、建設を計画 |
| | 8. 13 | 新潟県少年自然の家建設準備委員会発足 |
| | 47. 2. 22 | 建設地北蒲原郡中条町乙に決定 |
| | 9. 29 | 起工式挙行 |
| | 6. 20 | 新潟県知事と中条町長との間に土地使用貸借契約締結 |
| | 48. 8. 1 | 新潟県少年自然の家開所 |
| | | 〃 条例施行 |
| | 8. 21 | 開所式挙行 |
| | 9. 1 | 公用開始 |
| | 49. 7. 19 | テント泊利用開始 |
| | 53. 2. 1 | 少年自然の家所報「あかまつ」創刊号発刊 |
| | 56. 2. 27 | 新しい活動内容「スキー」新規実施 |
| | 57. 5. 1 | 新しい活動内容「海洋スポーツ」新規実施 |
| | 58. 8. 21 | 開所10周年記念式典実施 |
| | 61. 11. 13 | 新潟県少年自然の家後援会発足 |
| | 62. 3. 10 | 少年自然の家「後援会報」創刊号発刊 |
| | 62. 8. 30 | 開所以来延べ利用人数50万人達成する |
| 平成 | 2. 5. 28 | 海洋スポーツ等の送迎にマイクロバスを導入 |
| | 3. 4. 12 | 乙中学校生徒による奉仕活動実施（松葉かき、以後毎年実施） |
| | 5. 10. 17 | 創立20周年記念式典挙行 |
| | | 20周年記念事業 |
| | | ・施設、設備の充実 |
| | | 海洋スポーツ用施設設備（カヌー30艇、艇庫の建設） |
| | | 野外調理場、アスレチックなど増設 |
| | | 大型バス1台、バス車庫整備など |
| | | ・記念式典、記念誌の発行 |
| | 6. 3. 29 | カヌー艇庫完成 |
| | 12. 8. 2 | 日本ボーイスカウト日本海大会開催 |
| | 14. 6. 13 | 延べ利用人数100万人達成、記念式典挙行、記念植樹 |
| | 16. 12. 26 | 全宿泊室を木製ベッドに改修 |
| | 16. 5. 25 | 野外食事用テーブル・椅子新設（10組） |
| | 19. 1. 20 | 玄関前大看板設置（2カ所） |
| | 23. 10. 6 | 宿泊棟二階エアコン設置 |
| | 24. 5. 18 | 宿泊棟一階エアコン設置 |
| | 26. 7 ～27. 3 | 建造物耐震診断施工（業務委託） |
| | 27. 9. 25 | 少年自然の家の建て替えについて報道発表 |
| | 28. 2 ～ | 新施設建て替えの基本設計開始 |
| | 28. 12. 20 | 新規プログラム「スノーシュー体験」開始 |
| | 29. 3. 24 | 救助艇（レスキューボート）、船外機の新規配備 |
| | 29. 7. 4 | 延べ利用人数150万人達成、記念式典挙行、記念植樹 |
| | 30. 3. 13 | 野外活動支援棟竣工 |
| | 31. 3 | 新施設竣工 |
| | 31. 4. 13 | 新潟県少年自然の家開所式典挙行 |
| 令和 | 3. 7. 5 | 芝生広場オープン |
| | 3. 7. 7 | 延べ利用人数160万人達成、記念式典挙行、記念植樹 |
| | 5. 10. 21 | 創立50周年記念式典挙行 |
| | | ・記念式典 ・記念植樹 |

5 施設概要

- (1) 敷地面積 施設及び周辺 134,911.00 m² (胎内市から借用)
カヌー艇庫 583.20 m² (//)
遊歩道 5,064.00 m² (下越森林管理署から借用)
芝生広場 3,500 m²
- (2) 建物面積 本館棟 6,244.94 m² (延床面積)
野外活動支援棟 377.00 m² (//)
- (3) 収容宿泊人員 宿泊棟 296 人

6 施設設備

種別	施 設	付 属 設 備 等
建 物	【管理棟】 1階 静養室 地域連携室 2階 大研修室 (200名) 小研修室×3室 (各50名)	※各階に多機能トイレあり ベッド2台 ホワイトボード ホワイトボード、マイク、プロジェクター ホワイトボード
	【宿泊棟】 1階 8人用 16室 20人用 (36畳) 1室 リーダー室 (8畳) 2室 多機能宿泊室 1室 2階 8人用 16室 20人用 (36畳) 1室 リーダー室 (8畳) 2室 控室 1室	2段ベッド — — バス、トイレ 2段ベッド — — 机・椅子
	【食堂棟】 1階 食堂 (186席) 2階 和室研修室 (18畳) 活動室 (40名)	— 長机、座布団
	【浴室棟】 1階 男性用 大・小浴室各1 女性用 大・小浴室各1 屋上 星空テラス	— — 望遠鏡、双眼鏡
	【体育館】 ※更衣室、シャワー室あり	バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、ソフトテニス1面
	【多目的ホール】 ※活動スペース約330m ²	ホワイトボード、マイク
	【カヌー艇庫】	カヌー35艇、救助艇(6人乗レスキューボート)、船外機
	【野外活動支援棟(まつかさのいえ)】 1階 瓦敷き土間 2階 研修室×2室 収容各60名	※トイレは1階 — ホワイトボード
屋 外	駐車場	大型バス用6台、小型乗用車用60台
	営火場 野外炊さん場 (屋根付き)	なかよし営火場、はばたき営火場、あかまつ営火場、かがやき営火場、かま36基、蛇口60口、野外炊さん用具
	遊歩道 芝生広場	オリエンテーリング用ポスト
そ の 他	テント (10人用×5張、6人用×20張) 釣り道具、グラウンド・ゴルフ道具、スキー (80台)、スノーシュー (80足) 利用者送迎用バス (32人乗り 1台)	



II 運 営 の 概 要



1 運営方針

(1) 新潟県少年自然の家の設置目的

新潟県少年自然の家は、豊かな自然環境の中で、学校や家庭、地域では得難い自然体験や集団宿泊体験等をとおして、自然に親しむ心や畏敬の念を育て、豊かな情操や社会性・自主性を培い、心身ともに健全な子供の育成を図る青少年教育施設である。同時に、県民誰もが集い研修を深めることができる生涯学習推進の拠点施設である。

(2) 基本方針

1. 自然に親しむことと、団体生活を送ることで、青少年の健全な育成を図る

自然に触れる体験活動は、青少年に大きな感動をもたらせます。私たちは、自然への興味関心を引き出し、五感を使った直接体験を提供することで、青少年の生きる力や育成に寄与していきます。また団体生活を通して、コミュニケーション能力や豊かな人間性を育みます。

- ① 集団宿泊活動を通しての青少年育成事業
- ② 自然体験活動を通じての青少年育成事業
- ③ 様々な野外体験活動を通じての青少年育成事業
- ④ 食育を通しての青少年育成事業
- ⑤ 施設の特性を活かした受入事業の推進

2. 施設の特徴や新潟県の自然環境、文化などの特性を生かし、様々な事業を実施する

周辺地域の伝統文化等の貴重な文化・産業的な教育資源と地域の雄大な自然を「野外博物館＝フィールドミュージアム」と捉えた事業展開を行っていきます。その際、周辺自治体や周辺市町村の地域の団体、地域ボランティアと連携して地域と一体となった事業を実施していきます。

- ① 周辺地域の伝統文化に触れる企画事業
- ② 周辺の雄大な自然の活用した企画事業
- ③ 野外博物館＝フィールドミュージアムと捉えた企画事業
- ④ 利用者ニーズ、時代のニーズに応じた企画事業
- ⑤ 企画事業を県や地域からのコンセンサスに基づき実施

3. 関係する法令を厳守し、公の社会教育施設としてふさわしい運営を行う

公共施設を管理運営する上で、コンプライアンスの遵守は最重要事項です。私たちは、新潟県少年自然の家条例をはじめとした関係する法令を遵守し、公の社会教育施設の運営者としてふさわしい運営を行います。併せて関係する法令の研修を適宜行い、法令遵守意識を持続・高めていきます。

- ① 新潟県少年自然の家条例の遵守
- ② 施設設置目的の理解、公の施設運営者としての役割の理解
- ③ 労働基準法、個人情報保護法等関係する法令の遵守
- ④ 順法精神の醸成を図る教育研修の実施
- ⑤ 配属職員に対しての法令遵守に関する誓約書を締結

4. 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業の充実と利用促進を図る

県内外の類似施設の調査・研究や全国青少年教育施設協議会への参加並びに国立青少年教育振興機構や自然体験活動推進協議会等への情報収集を行い、多様化する利用者ニーズや時代に応じたニーズの汲み取りを行います。併せて広報活動に力を入れ、新規・既存利用者の増加を図ります。

- ① 県内外の類似施設の調査・研究
- ② 全国青少年教育施設協議会への参加
- ③ 国立青少年教育振興機構等への情報収集活動
- ④ 多様化するニーズを取り入れた事業の開催及び施設運営
- ⑤ 新規顧客獲得、既存顧客リピート増を図った広報活動

5. 利用者が快適かつ安心安全に利用できるように、適切な対策・維持管理を実施する

各種関係法令を遵守し、総合ビルメンテナンス事業者としてのノウハウを発揮し、保全作業を実施します。日常的なメンテナンスの実施とともに、修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施します。緊急性のある修繕については利用者の安全安心を第一に考慮した修繕体制を継続します。

- ① 利用者の安全な活動の為の適切な維持管理・対策
- ② 維持管理関係法令順守、再委託業者の適切な管理
- ③ 利用者安全を第一にした適切な修繕
- ④ 危機管理マニュアルの作成と緊急時の速やかな対応
- ⑤ 定期的な訓練の実施

6. 効果的・効率的な施設管理運営

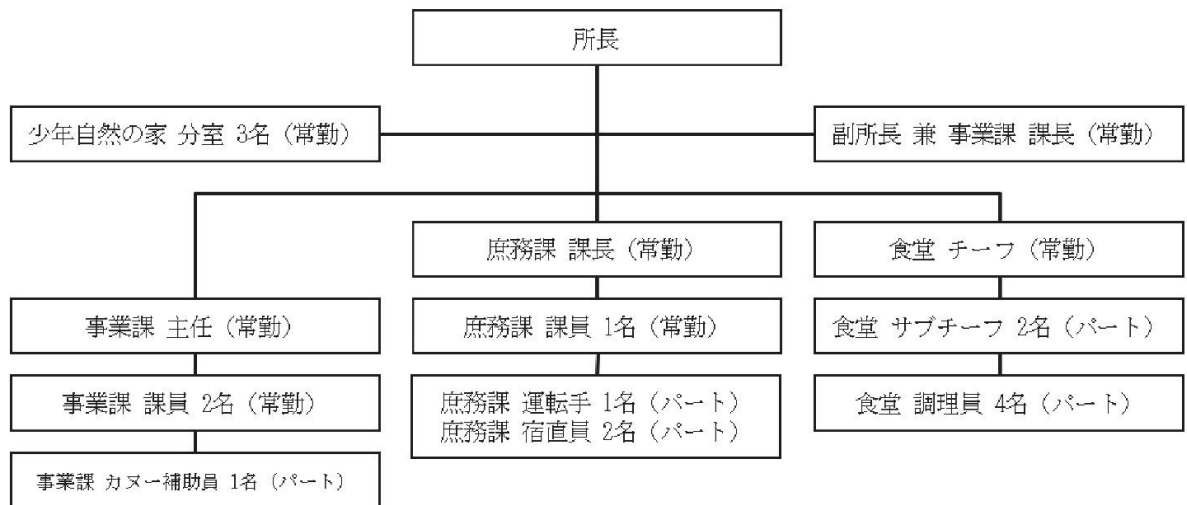
これまでの事業経験から蓄積した管理運営ノウハウに基づく徹底した効率化と、職員がそれぞれもっている知識と技術を活用する事により、予算執行状況を毎月チェックしながら適切なコスト管理を実施します。エネルギーコストの削減など過去データを分析し使用量削減に努めます。

- ① 職員による簡易修繕や予防保全
- ② 職員のマルチジョブ化による効率的な運営
- ③ PPS 事業者を活用したエネルギー削減策
- ④ 燃料購入を入札し、費用の圧縮
- ⑤ 全社のスケールメリットを活かした物品購入

2 職員の状況

(1) 施設スタッフ

2025年4月1日現在



(2) 事務分掌

ア 庶務課

- ア) 課の総括に関する事項
- イ) 所の経理に関する事項
- ウ) 施設及び設備等の維持管理に関する事項
- エ) 備品等の管理に関する事項
- オ) 公用自動車の運転及び維持管理に関する事項
- カ) 集計、統計に関する事項

イ 事業課

- ア) 課の総括に関する事項
- イ) 受入事業に関する事項
- ウ) 体験活動等の指導に関する事項
- エ) 県主催、企画事業に関する事項
- オ) 環境整備、日常的業務に関する事項
- カ) 広報に関する事項
- キ) 渉外に関する事項

令和7(2025)年度 新潟県少年自然の家 主催・企画事業一覧



事業名	令和7年度		ねらい・内容	募集人数・期間	会 場
利用団体 引率指導者研修会	1	4月22日(火)	午前：野外炊さんや野外ゲーム、キャンプファイヤー等、 主要な活動について研修します。(希望参加) 午後：同日利用の団体とプログラムの作成・調整を行います。 (原則参加) ※5月23日～10月10日利用の団体が対象	5月23日～6月22日に 利用する団体	新潟県 少年自然の家
	2	5月13日(火)		6月23日～7月20日に 利用する団体	
	3	5月20日(火)		7月21日～9月7日に 利用する団体	
	4	6月23日(月)		9月8日～10月10日に 利用する団体	
〈県主催事業〉 はつらつ体験塾	ミニ	5月10日(土)	不登校・不登校傾向にある児童生徒に、自然体験活動や宿泊体験を通じて集団への適応性や人間関係作りの資質を高められるよう、自立を支援します。 《キャンプについて》 下記の3つのキャンプがあります。 ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人(保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等)も一緒に参加することができます。 ②FC(フレンドリーキャンプ) 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。 ③CC(チャレンジキャンプ) 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度+大人	新潟県 少年自然の家
	FC	6月14日(土) ～15日(日)			
	CC	7月12日(土) ～13日(日)			
	ミニ新潟	8月24日(日)			
	ミニ柏崎	9月27日(土)		『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	新潟市 アグリパーク 柏崎市 夢の森公園 新潟県 少年自然の家
	ミニ	11月15日(土)			
	FC	12月13日(土) ～14日(日)			
	CC	1月17日(土) ～18日(日)			
新潟ぼうけんクラブ 春・夏 Part1・2・3	1	5月31日(土) ～6月 1日(日)	胎内市を中心とした春、夏の自然環境を舞台とした様々な 原体験を行うとともに、こどもたち同士での活動を通じた コミュニケーション能力、協調性等の向上を図ります。 ※本事業はPart1～3まで連続してご参加いただく連続事業です。	小学4年生～中学生 30名程度	新潟県 少年自然の家 力又一郎庫
	2	6月28日(土) ～29日(日)			
	3	7月26日(土) ～27日(日)			
Let's! Interact! たいたい国際交流キャンプ		9月20日(土) ～21日(日)	新潟県内の中学生と留学生が異なる文化や習慣、言語等に 触れ、様々な活動を通して互いに理解し、学び合う機会 とします。	県内の留学生及び中学生 50名程度	新潟県 少年自然の家 力又一郎庫
自然と遊ぼう！ ちびっこ大集合！		10月4日(土) ～5日(日)	胎内市の自然環境を活かした様々な原体験を通し、 体験活動の楽しさを五感を使って感じる機会とします。	3歳～小学2年生と その家族・グループ 50名程度	新潟県 少年自然の家
新潟ぼうけんクラブ 秋・冬 Part1・2・3	1	10月25日(土) ～26日(日)	胎内市を中心とした秋、冬の自然環境を舞台とした様々な 原体験を行うとともに、こどもたち同士での活動を通じた コミュニケーション能力、協調性等の向上を図ります。 ※本事業はPart1～3まで連続してご参加いただく連続事業です。	小学4年生～中学生 30名程度	新潟県 少年自然の家
	2	11月22日(土) ～23日(日)			
	3	12月20日(土) ～21日(日)			
いっしょが楽しい！ ふれあい親子キャンプ		11月8日(土) ～9日(日)	家族・グループごとでの様々な活動を通し、体験活動の 楽しさを知ってもらうとともに、家族・グループごとの 親睦を図ります。	小学生以上の家族・グループ 50名程度	新潟県 少年自然の家
ウィンターフェスティバル in 胎内		1月31日(土) ～2月 1日(日)	冬の胎内市を舞台に様々な雪遊びを全身を使って楽しむ とともに、集団活動を通じたコミュニケーション能力や 協調性等の向上を図ります。	小学4年生～中学生 30名程度	新潟県 少年自然の家
ちびっこ科学アーティスト		2月28日(土) ～3月 1日(日)	身近なものを使った化学反応、物理現象に触れると ともに、こどもたちの独創性を引き出し、こだわって 表現をするきっかけを提供します。	小学生以上の家族・グループ 50名程度	新潟県 少年自然の家
胎内歴史を巡る旅		3月14日(土) ～15日(日)	胎内市の歴史や文化を学び、体験することで胎内市の魅力 を知る機会とします。	どなたでも 30名程度	新潟県 少年自然の家
プログラム体験会 野外炊さん・力又一郎体験		5月24日(土)	自然の家でのプログラムである野外炊さんと力又一郎活動 を体験し、体験活動への理解と技術の習得を行います。	体験活動に興味のある 高校生以上の方 30名程度	新潟県 少年自然の家 力又一郎庫
海を守ろうブルーサンタ！		7月21日(月)	海辺の散策、清掃活動を行いながら、海を起点とした水の 循環や環境問題について学びます。	どなたでも 30名程度	新潟県 少年自然の家
竹で遊ぼう！ ～流しぞうめんと竹クラフト～		8月10日(日)	竹を使った様々な体験活動を通し、竹害、環境問題や竹の 利活用などを学びます。	小学生以上の家族・グループ 30名程度	新潟県 少年自然の家 力又一郎庫
家族で力又一郎を 楽しもう！ ～水から感じる 胎内の自然～	1	9月6日(土) 午前の部	家族・グループごとに力又一郎活動を通じた水上スポーツ、 自然体験の良さや危険性を楽しく学びます。	小学4年生以上の 家族・グループ 各部30名程度	新潟県 少年自然の家 力又一郎庫
	2	9月6日(土) 午後の部			
	3	9月7日(日) 午前の部			
	4	9月7日(日) 午後の部			
たいたい ネット利用チュートリアル		10月18日(土)	インターネットの利便性と危険性を学び、インターネットを 利用する上で必要な知識を得る機会とします。	小学5年生～中学生 (保護者も可) 30名程度	新潟県 少年自然の家
所長杯 グラウンド・ゴルフ大会	1	11月28日(金)	グラウンド・ゴルフでの交流を通し、健康増進を図ると ともに親睦を深めます。	60名程度	新潟県 少年自然の家
	2	2月10日(火)			
刃物に触れよう・向き合おう ～ナイフでクラフト体験～		12月6日(土)	刃物を使ったクラフトを通し、刃物の有用性と危険性を学 び、身近な刃物に対する理解を深めます。	小学5年生以上・一般 20名程度	新潟県 少年自然の家
オリジナルリースで クリスマス彩ろう！		12月7日(日)	リース作りや講座を通し、クリスマスの文化や歴史を楽しく 学びます。	小学4年生以上・一般 30名程度	新潟県 少年自然の家
自然の家でお正月 ～おもちつき・正月遊び～		1月11日(日)	餅つきや様々な正月遊びを通し、日本の正月文化や歴史を 楽しく学びます。	小学生以上の家族・グループ 30名程度	新潟県 少年自然の家
みんなでたき火をしてみよう ～火を知る・使う・感じ取る～		3月7日(土)	火おこし体験や火を使った簡単な料理体験を通し、火の有用 性と危険性を学び、身近な火に対する理解を深めます。	小学4年生以上・一般 30名程度	新潟県 少年自然の家
お外でこんなのが作れるの！？ 内緒のアウトドア料理体験会		3月8日(日)	屋外での料理体験を通し、野外活動の良さや家族・グループ で料理をする楽しさを感じる機会とします。	小学4年生以上・一般 30名程度	新潟県 少年自然の家
キャンプ利用 開放Day	1	6月7日(土) ～8日(日)	自然の家をキャンプ場として開放すること、施設や 胎内市の魅力を知ってもらうとともに、自然体験の良さを 感じる機会とします。	各日10組程度	新潟県 少年自然の家
	2	10月11日(土) ～13日(月)			
出前事業		随時 (6月～9月を除く)	幅広い年代を対象としたワークショップ指導の他、中学生等 のリーダーシップ研修としての依頼も大歓迎です。	-	-

Ⅲ 施 設 の 利 用

1 利用にあたって

(1) 利用できる人たち

- ア 幼児、児童、生徒、学生
- イ 青少年団体の団員
- ウ 教員
- エ 子ども会等青少年団体の指導者
- オ 社会教育における青少年の指導者
- カ 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
- キ 少年自然の家が主催、企画する事業に参加する者
- ク そのほか、所長が適当と認めた者

(2) 休 所 日

- ア 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- イ 8月12日から8月15日まで
- ウ 12月1日から翌年3月2日までの月曜日(祝日を除く)
- エ 少年自然の家所長が必要と認めた日

2 必要経費

<施設利用料金一覧>

			利用料金
利 用 料 金	宿泊室 ※1人1泊につき	学齢に達しない者	680円
		小学生及び中学生	680円
		高校生等	680円
		その他	1,600円
	体育館	午前	1,010円
		午後	1,350円
		夜間	1,010円
		全日	2,600円
	多目的ホール	午前	650円
		午後	870円
		夜間	650円
		全日	1,670円
	大研修室	午前	660円
		午後	870円
		夜間	660円
		全日	1,680円
	中研修室	午前	450円
		午後	590円
		夜間	450円
		全日	1,140円
	小研修室	午前	320円
		午後	430円
		夜間	320円
		全日	820円
	和室研修室	午前	580円
		午後	770円
		夜間	580円
		全日	1,480円
	工作室	午前	680円
		午後	900円
		夜間	680円

利 用 料 金	工作室	全日	1, 7 3 0 円
	野外活動支援棟研修室	午前	3 2 0 円
		午後	4 3 0 円
		夜間	3 2 0 円
		全日	8 2 0 円
	キャンプ場	学齢に達しない者	2 2 0 円
		小学生及び中学生	2 2 0 円
		高校生等	2 2 0 円
		その他	3 6 0 円
	常設テント		1, 7 2 0 円

(1) 利用料金について

- ① 施設利用料金については、その他諸費と同様に請求いたします。
- ② 原則、利用日当日にお支払いとなります。支払い方法については、現金又は各種キャッシュレス決済が可能です。尚、請求書払いを希望される場合は、事前にご相談ください。
- ③ 使用の変更、取消しは、使用する日の15日前までに少年自然の家に届け出てください。取消しの届けがあった場合は、施設利用料金はいただきません。
- ④ 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までです。

(2) 次の場合は、利用料金の全部が免除されます。

- ① 幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合
- ② 少年自然の家が主催、企画する事業に使用する場合
- ③ その他、教育委員会が特に必要と認めるときは、の全部又は一部を免除することができる。

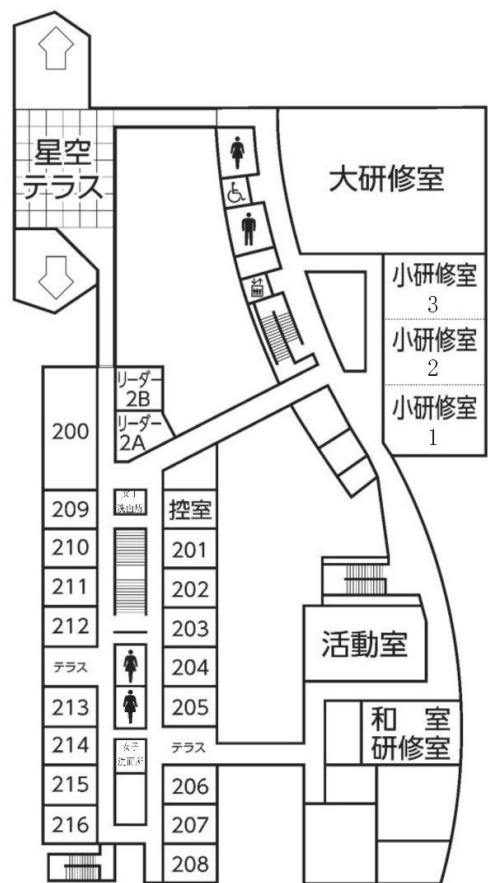
(3) その他の活動に必要な経費は利用者の負担となります。

2 施設案内

施設案内図

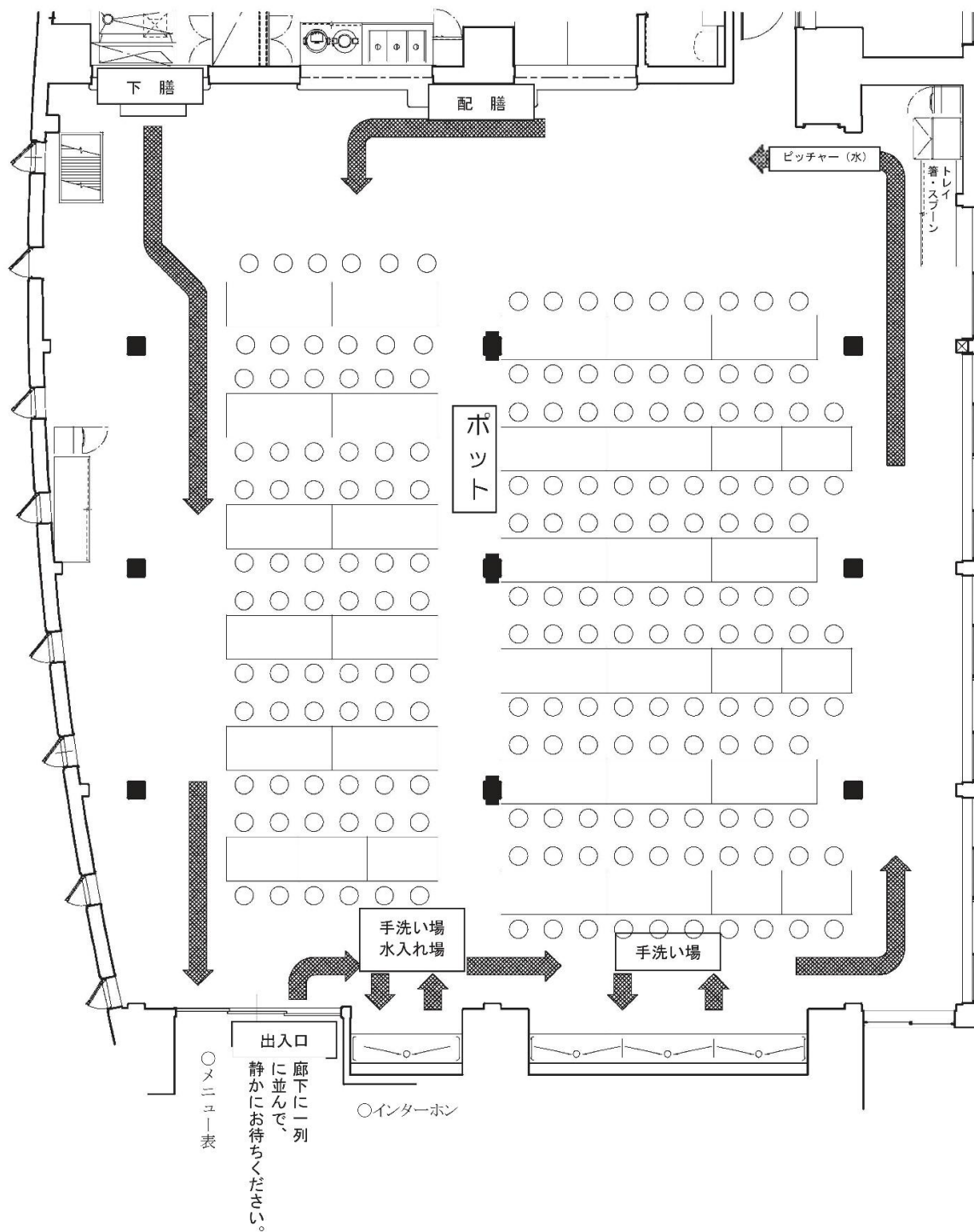


1 階

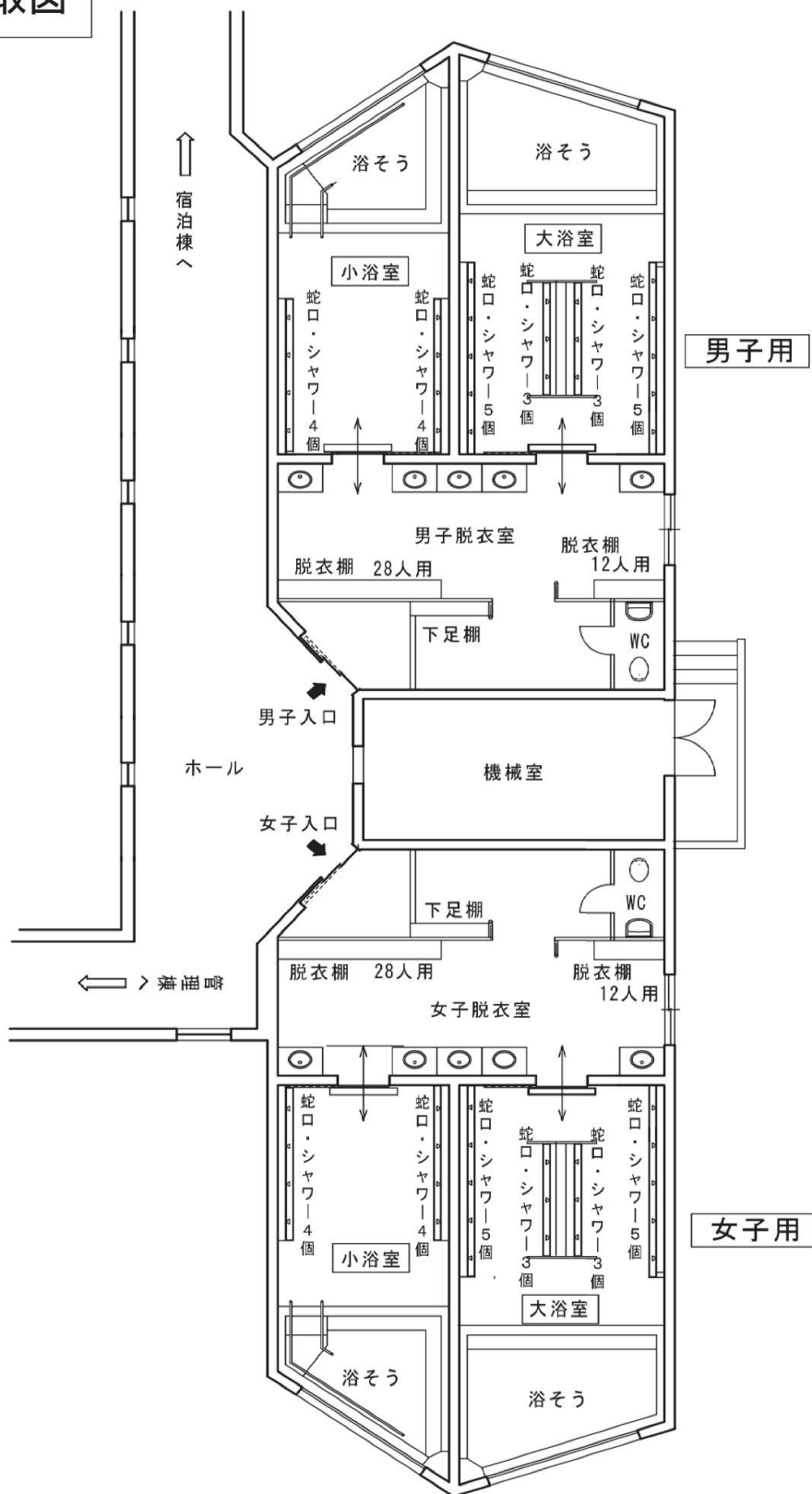


2 階

食堂・食卓見取図



浴室見取図



○ドライヤーを使用可能ですが、浴室の脱衣所でのみの使用になります。

（宿泊棟では使用できません）

※1度に使用できるのは各脱衣室で4つまでです。それ以上使うとブレーカーが落ちてしまいます。

3 基本生活時間

(1) 基本生活時間 ～決められた時間を守って生活しましょう～

基本時間	活 動 等	参 考 事 項
6:00	起床	・原則、起床時間以前の活動はできません。
6:50	朝のつどい 宿泊室の清掃・荷物移動	・朝のつどいは省いてもかまいません。 ・荷物は指定された場所に移動してください。
7:30	朝食（食堂の場合）	団体の人数が多い場合や複数の団体が利用する場合は、食堂の座席数が限られているため食事時間を調整します。
8:40	宿泊室の点検	引率者は、点検のできる状態にして、事務室に連絡してください。部屋ごとに立ち会いが必要です。
9:00	活動 1	11:30以降に寝具を取りに行ってください。 <u>※宿泊室への入室は11:30からとなります。</u>
12:00	昼食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
13:00	活動 2	
16:50	夕べのつどい	夕べのつどいは省いてもかまいません。
17:30	夕食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
19:30 ～ 21:00	入浴 活動 3	・浴室利用可能時間は18:30～21:30になります。 ・引率者は、21:30～22:00に入浴可能です。 ・使用時間は団体間で調整してください。
21:30	就寝	他団体の迷惑にならないように巡回指導を行ってください。
22:00	消灯	22:00以降の活動はご遠慮ください。

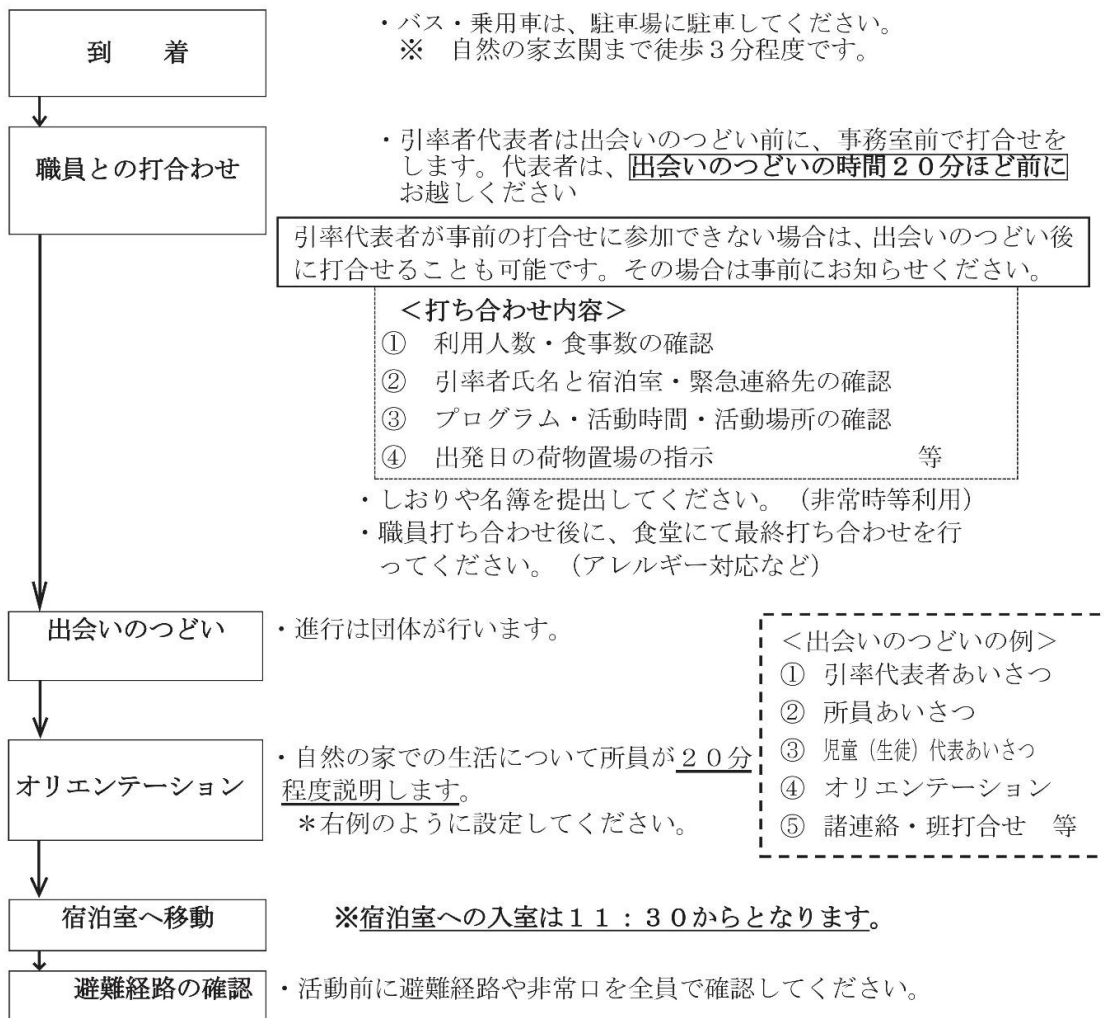
(2) 食堂の利用について

- ア 座席数は186席です。利用者が186人を超える場合は、食事の開始時刻を調整します。また、複数団体が使用する場合は、団体間で調整します。
- イ 食べ終わったらテーブルごとに食器や残飯をまとめ、カウンターに返してください。テーブルの上を拭いてください。
- ウ 製氷機内の氷は、引率指導者が付き添いながら配るなど各利用団体の責任のもとご利用ください。

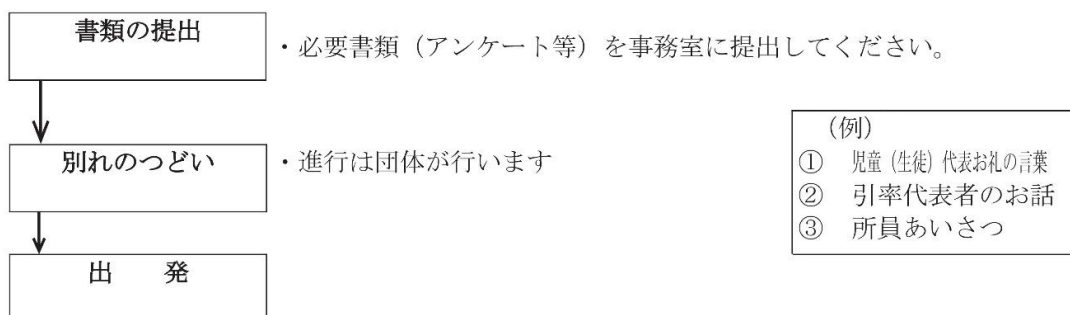
(3) 浴室の利用について

- ア 入浴時間は、18:30～21:30です。（引率者は22:00まで）
- イ 複数団体が利用する場合は、団体同士で入浴時間を調整してください。
- ウ 宿泊利用者が30名以上のとき、大小の両浴室を使用します。
- エ 腰かけやふろおけは、最後に利用した団体が整頓してください。
- オ 備え付けのリンスインシャンプー、ボディソープは利用後、元の場所に戻してください。
- カ ドライヤーは浴室の脱衣所でのみ使用可能です。（※宿泊棟では使用できません。）

(4) 到着したら



(5) 出発する前に



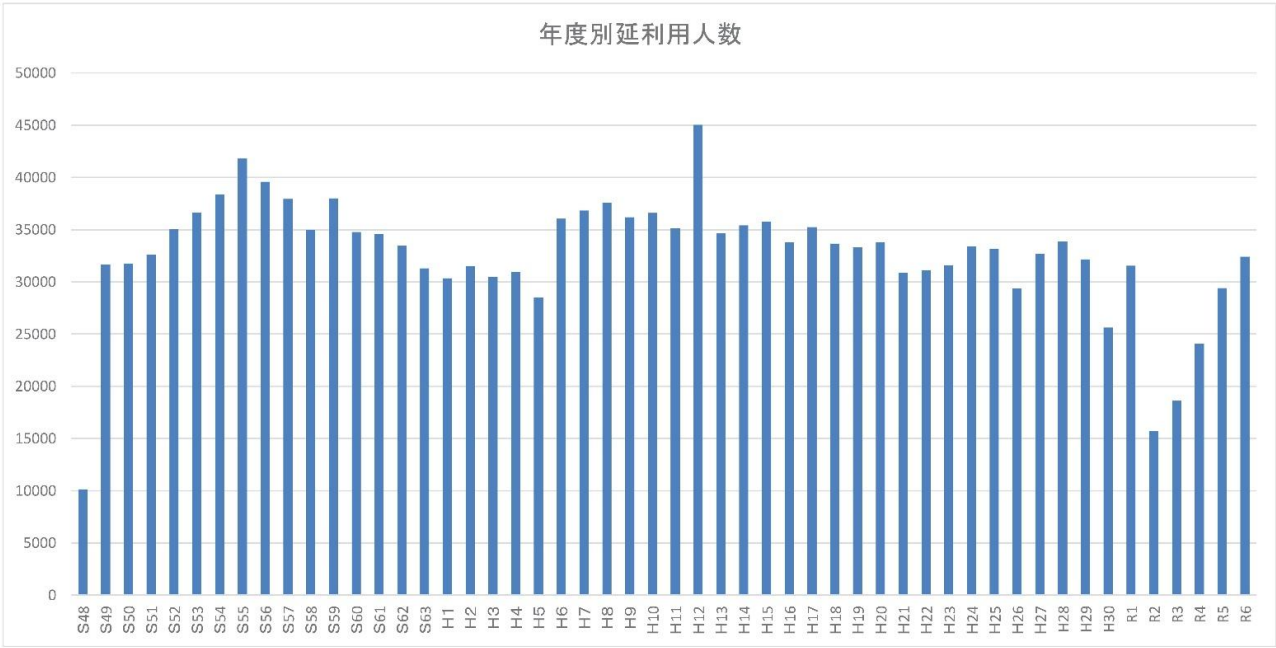
15

(注) ①1団体平均実利用＝実利用人員／団体数
②1日平均延利用人員＝延利用人員／開所日数

[illegible]

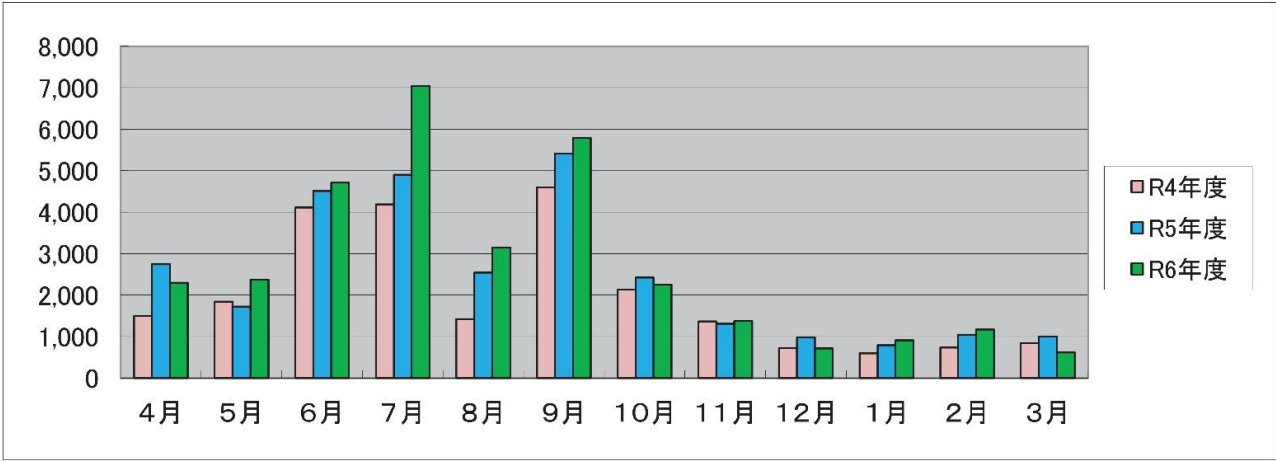
2 開所以来延利用人数

S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
10,140	31,674	31,752	32,596	35,019	36,632	38,378	41,809	39,578	37,929	34,983	37,998	34,758
S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
34,584	33,466	31,290	30,357	31,503	30,478	30,966	28,512	36,031	36,812	37,572	36,193	36,611
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
35,090	45,026	34,654	35,394	35,758	33,753	35,250	33,652	33,288	33,756	30,865	31,108	31,553
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
33,401	33,149	29,372	32,692	33,851	32,161	25,609	31,548	15,680	18,606	24,053	29,392	32,388



3 月別延利用人数

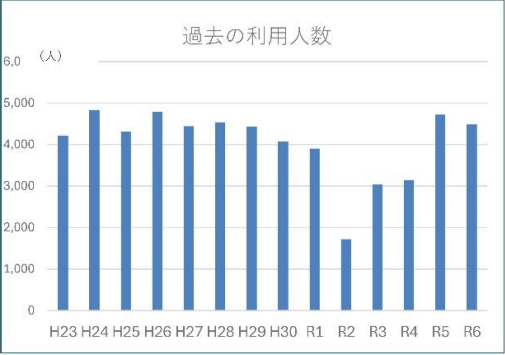
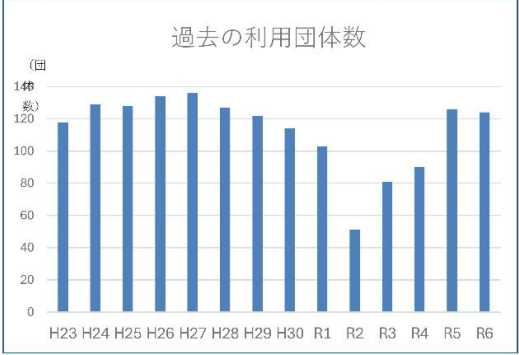
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度	1,502	1,843	4,109	4,186	1,421	4,601	2,129	1,363	723	597	736	842
R5年度	2,743	1,721	4,511	4,903	2,541	5,416	2,426	1,310	982	791	1045	1003
R6年度	2,295	2,374	4,712	7,034	3,141	5,793	2,257	1,373	713	910	1172	614



4 カヌー活動状況

(1) 団体種別利用状況（令和6年度）

	申込	実施	実施人数					バス運行回数		指導回数			
			小学校	中学校	少年団体	主催事業	その他	市バス	家バス	市 職	家 職	カヌー雇用	
小学校	111	103											
中学校	1	1											
少年団体	13	13											
主催事業	7	6											
その他	1	1											
合 計	133	124											
			5・6月	1,579	0	34	34	35	8	51	4	119	12
			7 月	953	55	92	0	0	2	36	3	69	12
			8 月	80	0	219	122	0	0	1	0	42	11
			9・10月	1,282	0	0	0	0	6	39	1	123	14
			合 計	3,894	55	345	156	35	16	127	8	353	49
利用者総計			4,485										



(2) 過去の利用人数及び利用団体数

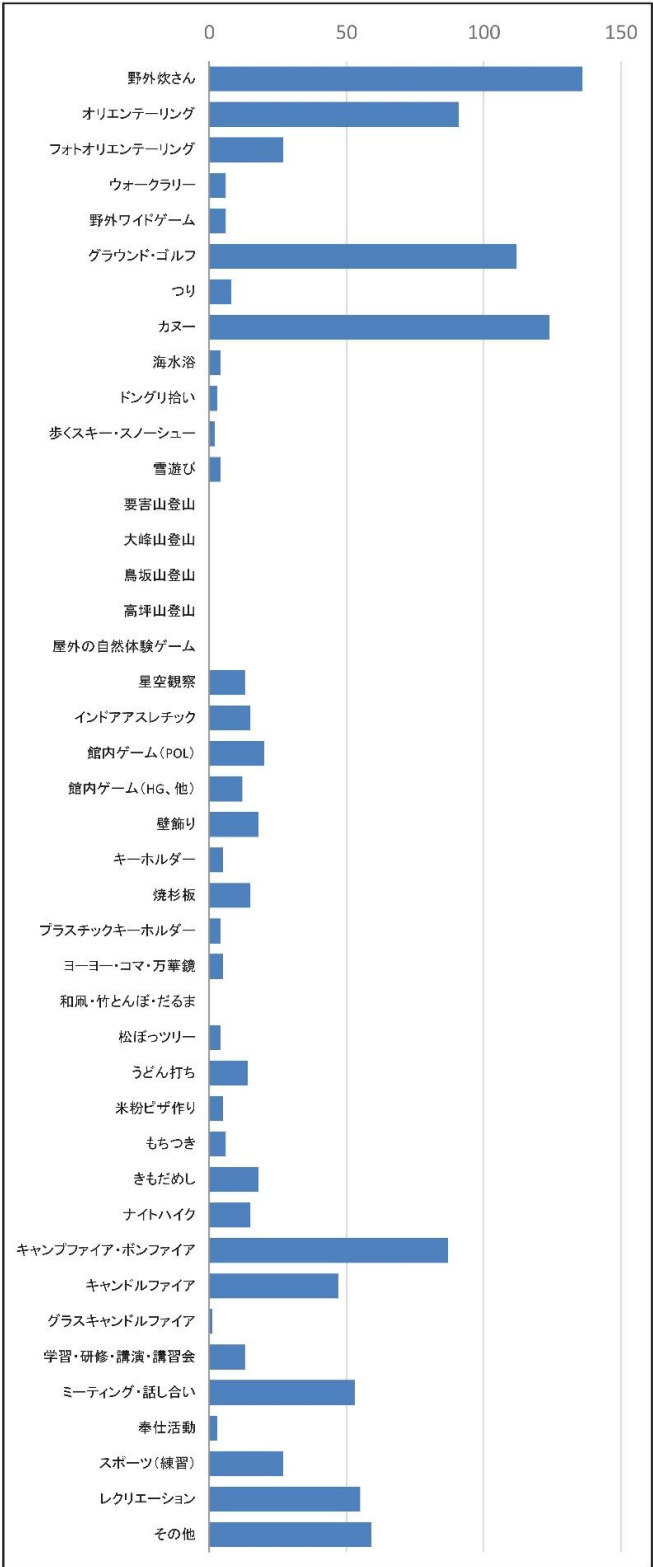
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用団体数	118	129	128	134	136	127	122	114	103	51	81	90	126	124
利用人数	4,219	4,829	4,306	4,783	4,439	4,536	4,437	4,074	3,900	1,720	3,037	3,144	4,722	4,485

(3) カヌーの指導体制

指導回数									※家職員には、主催事業での技術員を含む						
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
市職員	43	31	27	20	14	15	10	6	8	10	13	10	10	8	
家職員	235	242	229	219	252	243	326	315	258	160	252	251	372	353	
カヌー雇用	101	127	114	102	108	111	73	33	43	28	50	50	46	49	

5 令和6年度 実施活動内訳

	活 動 項 目	R6
1	野外炊さん	136
2	オリエンテーリング	91
3	フォトオリエンテーリング	27
4	ウォークラリー	6
5	野外ワイドゲーム	6
6	グラウンド・ゴルフ	112
7	つり	8
8	カヌー	124
9	海水浴	4
10	ドングリ拾い	3
11	歩くスキー・スノーシュー	2
12	雪遊び	4
13	要害山登山	0
14	大峰山登山	0
15	鳥坂山登山	0
16	高坪山登山	0
17	屋外の自然体験ゲーム	0
18	星空観察	13
19	インドアアスレチック	15
20	館内ゲーム (POL)	20
21	館内ゲーム (HG、他)	12
22	壁飾り	18
23	キーホルダー	5
24	焼杉板	15
25	プラスチックキーホルダー	4
26	ヨーヨー・コマ・万華鏡	5
27	和風・竹とんぼ・だるま	0
28	松ぼっつりー	4
29	うどん打ち	14
30	米粉ピザ作り	5
31	もちつき	6
32	きもだめし	18
33	ナイトハイク	15
34	キャンプファイア・ボンファイア	87
35	キャンドルファイア	47
36	グラスキャンドルファイア	1
37	学習・研修・講演・講習会	13
38	ミーティング・話し合い	53
39	奉仕活動	3
40	スポーツ(練習)	27
41	レクリエーション	55
42	その他	59





6 令和6(2024)年度 新潟県少年自然の家 主催事業 実施状況

主催事業名		令和6年度		ねらい・内容		募集人数・期間	参加数/申込数	会 場
利用団体 引率指導者研修会	1	4月25日(木)	一日・午後	午前：野外炊さんや野外ゲーム、キャンプファイヤー等、主要な活動について研修します。 (希望参加) 午後：同日利用の団体とプログラムの作成・調整を行います。(原則参加) ※5月23日～10月11日利用の団体が対象	5月23日～6月23日に利用する団体	43/43	新潟県 少年自然の家	
	2	5月14日(火)			6月24日～7月21日に利用する団体	53/53		
	3	5月16日(木)			7月22日～9月8日に利用する団体	39/39		
	4	6月24日(月)			9月9日～10月11日に利用する団体	35/35		
プログラム体験会	1	6月 1日(土)	日帰り	自然の家でのプログラム活動の1つである野外炊さんとカヌー活動を体験します。	高校生以上 ＊体験活動に興味のある方30名(先着順)	17/17	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫	
チャレンジわんぱく	1	1月25日(土) 26日(日)	一泊	自然体験や共同生活体験を通して、積極的に活動する態度を育みます。 参加者同士で協働することの大切さを学びます。 ウィンタースポーツ・雪遊び 等	県内 小学4～6年生 (50名程度)	44/66	新潟県 少年自然の家	
つながろう五頭・胎内 チャレンジキャンプ	1	9月14日(土) 16日(月)	二泊	自然体験や共同生活体験を通して、積極的に活動する態度を育みます。 参加者同士で協働することの大切さを学びます。 カヌー・野外活動 等	県内 小学4～6年生 (50名程度)	28/57	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫 五頭連峰 少年自然の家	
自然・ふれあい！ 家族のつどい	1	12月7日(土) 8日(日)	一泊	季節に応じた新潟県少年自然の家のプログラムを家族で楽しみ、絆を深めます。	家族30組程度 (80名程度)	63/103	新潟県 少年自然の家	
	2	2月8日(土) 9日(日)	一泊			65/114		
家族で カヌーに親しもう	1	8月3日(土) 午前の部・午後の部	日帰り	カヌー活動を通じ、家族で水上スポーツの楽しさを体感します。 ※小学生の体験は4年生以上です。	各部(4回)とも 小学4年生以上の 家族参加 30名程度	31/111	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫	
	2	8月4日(日) 午前の部・午後の部				28/56 29/136 34/64		
一緒にお泊まり キャンプinたいない	1	10月26日(土) 27日(日)	一泊	自然体験活動や異年齢集団による生活体験活動を通して、体験活動の楽しさや集団生活のルールを学びます。	園児(年中・年長)30名とその保護者合計70名程度 ※園児の兄妹(小学校2年生まで)の参加も可能	45/51	新潟県 少年自然の家	
	2	11月 2日(土) 3日(日)	一泊			39/44		
はつらつ体験塾	ミニ	5月11日(土)	日帰り	不登校・不登校傾向にある児童生徒に、自然体験活動や宿泊体験を通じて集団への適応性や人間関係作りの資質を高められるよう、自立を支援します。 《キャンプについて》 下記の3つのキャンプがあります。 ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人(保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等)も一緒に参加することができます。 ②FC(フレンドリーキャンプ) 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。 ③CC(チャレンジキャンプ) 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度+大人 『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	22/22	新潟県 少年自然の家	
	FC	6月15日(土) 16日(日)	一泊			31/32		
	CC	7月13日(土) 14日(日)	一泊			25/30		
	ミニ五頭	8月25日(日)	日帰り			15/15	五頭連峰 少年自然の家	
	ミニ妙高	9月22日(日)	日帰り			8/8	国立妙高 青少年自然の家	
	ミニ	11月16日(土)	日帰り			19/22	新潟県 少年自然の家	
	FC	12月14日(土) 15日(日)	一泊			33/35		
	CC	1月18日(土) 19日(日)	一泊			22/25		
自然の家でキャンプ		5月3日(金)～ 6日(月)	任意	キャンプ初心者からキャンプ愛好家まで、自然の家をキャンプサイトとして開放すること、施設の魅力や自然体験のよさを実感する機会を提供します。	1日あたり 20組60名程度	95/102	新潟県 少年自然の家	
		10月12日(土)～ 14日(月)				87/102		
国際交流キャンプ		10月5日(土) 6日(日)	一泊	新潟県内の留学生と中高生が、異なる文化、習慣、言葉をもつ留学生と出会い、触れ合い、様々な体験をすることで、互いに理解を深めます。	県内の留学生及び中高生 50名程度	44/52	新潟県 少年自然の家	
所長杯 グラウンド・ゴルフ大会		11月29日(金)	日帰り	グラウンド・ゴルフを通じて、参加者の健康増進を図り、親睦を深めます。	60名程度	92/101	新潟県 少年自然の家	
		2月4日(火)				96/98		
自然の家職員が 出前指導します！		6～9月を除く随時(地域は 下越・新潟地区)		幅広い年代を対象としたレクリエーション指導のほか、中学生等のリーダーシップ研修としての依頼も大歓迎です。				

7 令和6年度 利用者アンケート集計結果（1月末現在）

	ねらい達成	職員の対応	生活・活動	施設・設備	食事	料金	満足度
4月	3.9	3.9	3.8	3.8	3.3	3.3	97.1
5月	3.8	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	97.5
6月	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.7	96.0
7月	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	91.9
8月	3.6	3.7	3.6	3.6	3.9	3.7	94.3
9月	3.7	3.8	3.7	3.7	3.7	3.7	93.8
10月	3.9	3.9	3.8	3.9	3.8	3.6	97.6
11月	3.5	3.6	3.4	3.5	3.8	3.8	94.5
12月	3.5	3.5	3.4	3.3	3.7	3.7	92.0
1月	3.5	3.5	3.4	3.4	4.0	4.0	92.5
2月							
3月							
平均	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	94.7
5年度（1月現在）	3.7	3.8	3.7	3.7	3.8	3.7	94.8
※4段階評価 とても満足:4 満足:3 やや不満:2 不満:1 （満足度のみ100点満点）の平均値							

8 令和6年度利用者の声

<職員の対応について>

- 研修の時からとても親身になって相談にのっていただき、安心できました。子供たちへの指導もとても丁寧にしていただき、前のめりになって話を聞いていました。
- 電話で何度も問合せをしましたが、いつも丁寧に教えていただきました。
- 利用者の要望に対して臨機応変に対応し、解決していただいた点。とてもありがたかったです。
- 事前の問合せや当日のご対応、スタッフの皆さんに丁寧にご対応いただき、安心して利用することができました。
- ユーモアを交えてのオリエンテーションで、子供たちの緊張感がほどけていました。
- こちらの活動に自主性をもたせていただいた。（遠くで見守る感じ）
- ▲職員の方によってチェックのレベルが違いすぎる（EX 野外炊さんのチェック）
- ▲出会いのつどいの時、職員の方が中々来られなかったのが少し困りました。

<生活・活動について>

- 自主性が重んじられる活動や生活様式だった。
- 慣れない場所での生活ではじめは戸惑っている児童もいましたが、「来た時よりも美しく」をめあてに清掃等頑張っていました。良い機会となりました。
- 学校では体験することのできない難しいことをすることができ、とても満足です。
- お風呂、ベッド等が整っており、快適に過ごすことができました。子供たちも楽しそうに活動できて良かったです。
- ▲風呂前半の学校が時間を超過していた。また女子風呂は床、桶など後始末がされていない。他の児童と一緒に入れない女子児童をずらして入れたためのようでした。
- ▲カヌーについて、とてもよい内容だった。到着は予定通りだったが、終了時刻が20～30分延びた。子どもの実態もあると思うが、所要時間を増やしてもよいかもしれない。（昨年と同様だったので）

<施設・設備について>

- きれいでよかったです。大切に使われていると思いました。
- 設備はもちろん、事前に動画を利用させていただきありがたかった。
- 新しいだけでなく、充実し、整った用具のおかげで不自由なく活動できました。
- 非常に快適でした。きれいで使いやすかったです。自分たちもきれいに使おうという気持ちで利用することができました。
- まつかさの家は、屋外の活動の避難場所として良かったです。涼しく風が通る。
- ▲施設もきれいに整備されていて、道具も使いやすく整理されていて良かった。ただ、かま場 B・C の補修が必要。また、炊飯棟のテーブルとイスを改修してほしい。
- ▲自販機があると助かります。洗濯もできると助かります。引率者用のシャワーがあるとよかったです。(大浴場を使用できない生徒も増えてきているので)
- ▲リーダー室等に Free Wi-Fi があるとありがたいです。

<食事について>

- バランスが良く、ボリュームもあり、おいしかったです。
- メニューの種類が多く、味もよく、子供たちが楽しみにしていました。
- おいしかったです。アレルギーのある児童にも配慮していただきありがとうございました。
- 温かく、ボリュームミーで、バランスよく、美味しかったです。
- ▲小鉢など品数が多く、子供たちが大満足でした。ただ、20分で配膳食事は厳しいです。30分確保いただくか、もう少しだけご飯、汁の配膳を早くしていただけるか、おひつを置いて複数で盛る等していただけるとありがたいです。
- ▲食事の配膳にとっても時間がかかりました。人が足りないのかもしれませんが、やり方を考えられるといいかなと思いました。ご飯を盛るところがつまるので2人にするなど。
- ▲ご飯を残している子供もいたので、子供料金があるといいなと思いました。

<その他>

- たくさんさんの経験をありがとうございました。自然や施設だけでなく所員さんの魅力が子供たちの成長に大変有効に働いております。ありがとうございました。
- キャンプファイアで使える CD 等もお借りすることができ、ありがたかったです。
- 施設が新しくなり、エアコンもあり梅雨の時期でも快適に過ごすことができました。
- 2日間充実した体験ができました。ありがとうございました。所員の方々からも子供たちに直接指導いただき、よい思い出になったと思います。
- 様々な特性をもった子供たちですが、活動を通して自己決定したり、達成感や楽しさを味わったりすることができました。職員からも「楽しかった」の声もあり、大満足でした。
- ▲全体的に料金が上がっていました。なかなか大変だと思うのですが、団体割引や早期割引等、利用しやすいような工夫をしていただけるとありがたいです。
- ▲野外炊さんの説明を事前に学校に来ていただき、説明していただけるとよいと思いました。
- ▲引率職員の風呂の時間が10時までだと厳しいので、できれば少し遅くまで伸ばしてもらえるとありがたいです。
- ▲お風呂にせっけん、シャンプー等がほしかった。

新潟県少年自然の家条例をここに公布する。

新潟県少年自然の家条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、新潟県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を胎内市乙に設置する。

(平17条例49・平31条例50・一部改正)

(事業)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の自然に親しむ活動に関すること。
- (2) 自然環境の中で行う青少年の集団宿泊生活に関すること。
- (3) 青少年の研修に関すること。
- (4) 青少年指導者等の研修に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(平31条例50・一部改正)

(使用の許可)

第3条 少年自然の家を使用しようとする者は、新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第4条 教育委員会は、少年自然の家を使用する者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用するとき。
- (2) 少年自然の家の使用に関する規定に違反したとき。

(使用料)

第5条 少年自然の家を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(平31条例50・追加、令元条例31・一部改正)

(使用料の免除)

第6条 知事は、必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令元条例31・追加、令6条例39・旧第5条の2繰下)

(指定管理者による管理)

第7条 少年自然の家の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあり、及び第4条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(令6条例39・追加)

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる少年自然の家の事業の実施に関する業務
- (2) 第3条に規定する使用の許可に関する業務
- (3) 第4条に規定する許可の取消しに関する業務
- (4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務

(令6条例39・追加)

(利用料金)

第9条 指定管理者による管理の場合には、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、少年自然の家を使用する者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないと認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を定めることができる。
- 6 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(令6条例39・追加)

(指定管理者の指定)

第10条 第7条第1項の規定による指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な少年自然の家の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 少年自然の家の運営において、住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
 - (3) 少年自然の家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(令6条例39・追加)

(指定管理者の告示)

第11条 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(令6条例39・追加)

(教育委員会への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
(平31条例50・旧第5条繰下、令6条例39・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第49号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(新潟県青年の家条例の廃止)

- 2 新潟県青年の家条例(昭和45年新潟県条例第41号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(新潟県少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の新潟県少年自然の家条例第5条、第5条の2及び別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平31条例50・追加・一部改正、令元条例31・令5条例51・一部改正)

区分		単位	使用料
宿泊室	学齢に達しない者	1人1泊につき	680円
	小学生及び中学生		680円
	高校生等		680円

	その他		1,600円
体育館	午前	1団体1室につき	1,010円
	午後		1,350円
	夜間		1,010円
	全日		2,600円
多目的ホール	午前		650円
	午後		870円
	夜間		650円
	全日		1,670円
大研修室	午前		660円
	午後		870円
	夜間		660円
	全日		1,680円
中研修室	午前		450円
	午後		590円
	夜間		450円
	全日		1,140円
小研修室	午前		320円
	午後		430円
	夜間		320円
	全日		820円
和室研修室	午前		580円
	午後		770円
	夜間		580円
	全日		1,480円
工作室	午前		680円
	午後		900円
	夜間		680円
	全日		1,730円
野外活動支援棟研修室	午前		320円
	午後		430円
	夜間		320円
	全日		820円
キャンプ場	学齢に達しない者	1人1泊につき	220円
	小学生及び中学生		220円
	高校生等		220円
	その他		360円
常設テント		1張1泊につき	1,720円

備考

- 1 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

- 2 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 3 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者(中学生を除く。)をいう。
- 4 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 5 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

新潟県少年自然の家管理規則をここに公布する。

新潟県少年自然の家管理規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県少年自然の家条例(昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、新潟県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則3・令6教委規則5・一部改正)

第2章 管理及び運営

(休所日)

第2条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- (2) 前号に掲げるもののほか、少年自然の家所長(以下「所長」という。)が必要と認めた日。
(平8教委規則2・全改、平31教委規則4・一部改正)

(使用できる者の範囲)

第3条 少年自然の家を使用することのできる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 幼児、児童、生徒及び学生
 - (2) 青少年団体の団員
 - (3) 教員
 - (4) 子ども会等青少年団体の指導者
 - (5) 社会教育における青少年の指導者
 - (6) 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
 - (7) 少年自然の家が主催する事業に参加する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者
- 2 前項第1号から第6号及び第8号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。
- 3 所長は、第1項に定める使用者の使用に支障がない限り、条例第2条に掲げる事業以外の目的に使用する5人以上で構成される研修を行う団体についても、使用させることができる。
(平11教委規則3・平31教委規則4・一部改正)

(使用の制限)

第3条の2 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動
- (4) 暴力団及び暴力団員(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。))若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動
(平31教委規則4・追加)

(使用の申込み)

第4条 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者(以下「使用申込者」という。)は、使用しようとする日の30日前(日帰りにあつては15日前)までに別記第1号様式による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。所長は、必要があると認めるときは、別に参考資料の提出を求めることができる。

(平8教委規則2・平16教委規則8・平17教委規則14・平31教委規則4・一部改正)

(使用の許可、変更及び取消し)

第5条 所長は、少年自然の家の使用を許可したときは、別記第2号様式による使用許可書を使用申込者に交付するものとする。

- 2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用しようとする日の15日前までに所長に届け出なければならない。
- 3 所長は、少年自然の家の使用を許可した後、特別の事情があると認めたときは、その使用を変更又は取り消すことができる。

(平16教委規則8・一部改正)

(使用料)

第5条の2 使用者は条例第5条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、所長は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(平31教委規則4・追加、令元教委規則3・一部改正)

(使用料の免除)

第5条の3 条例第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合(ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。)

(2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合

2 その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令元教委規則3・追加、令6教委規則5・一部改正)

(使用権譲渡の制限)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例及びこの規則並びに所長が別に定める使用規程に従わなければならない。

(使用の停止及び許可の取消し)

第8条 所長は、使用者が次の各号の一に該当するとき、使用の停止又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 秩序をみだすおそれがあるとき。

(4) 使用の許可をされた内容と異なる使用をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

(平16教委規則8・平31教委規則4・一部改正)

(設備設置の承認、原状回復)

第9条 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備を設置しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定による設備の使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第8条の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

(平31教委規則4・一部改正)

(損害の弁償)

第10条 使用者が少年自然の家の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

ただし、所長が不可抗力によるものと認めたときは、この限りでない。

(平31教委規則4・一部改正)

(指定管理者による管理)

第11条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に少年自然の家の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条第2号の規定の適用については、同号中「少年自然の家所長(以下「所長」という。)」とあるのは、「指定管理者」とし、この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該休所日について教育委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者による管理の場合における第3条第1項第8号及び第3項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項並びに第10条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「使用しようとする日の30日前(日帰りにあつては15日前)」とあり、及び第5条第2項中「使用しようとする日の15日前」とあるのは「指定管理者が定める日」とする。

3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県少年自然の家所長」とあり、及び「所長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(令6教委規則5・追加)

(利用料金)

第12条 指定管理者による管理の場合には、第5条の2及び第5条の3の規定は適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、使用者は条例第9条第2項に定める利用料金を、指定管理者が定めるところにより納付しなければならない。

- 3 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 4 条例第9条第6項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金の全部を免除する。
- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合(ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。)
 - (2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合
- 5 その他指定管理者が特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- (令6教委規則5・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第10条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 少年自然の家の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新潟県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める書類

(令6教委規則5・追加)

第3章 少年自然の家運営協議会

(運営協議会)

第14条 少年自然の家に、少年自然の家運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置くことができる。

- 2 運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

(令6教委規則5・旧第11条繰下・一部改正)

第4章 補則

(管理の細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

(令6教委規則5・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第7号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第14号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(令5教委規則6・全改、令6教委規則5・一部改正)

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団 体 名	
団体代表者名	
団体電話番号	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名							勤務先	名称 (電話 — —)								
	電話	自宅							E-mail								
		携帯							FAX								
使用目的																	
使用希望日	(1)	年 月 日() ~		年 月 日()		※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日() 午前・午後											
	(2)	年 月 日() ~		年 月 日()													
	(3)	年 月 日() ~		年 月 日()													
	(4)	年 月 日() ~		年 月 日()													
	(5)	年 月 日() ~		年 月 日()													
参加人数	学年	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計			
	男子																
	女子																
	合計																
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館 内	()泊		8人室		男子()部屋		・ 女子()部屋		計()部屋							
				その他													
	キャンプ場	()泊		ドーム型テントを()張													
	常設テント		()泊		常設テントを()張												
利用施設 (利用日時)	利用日	月 日()				月 日()				月 日()							
	利用区分	午前		午後		夜間		全日		午前		午後		夜間		全日	
	体育館																
	多目的ホール																
	大研修室																
	中研修室																
	小研修室																
	和室研修室																
	工作室																
	野外活動支援棟研修室																
使用料の 減免	☐ 教育課程に基づく教育活動(第5条の3第1項第1号又は第12条第4項第1号該当) ☐ 少年自然の家主催事業(第5条の3第1項第2号又は第12条第4項第2号該当) ☐ その他特に必要と認める場合(第5条の3第2項又は第12条第5項該当)																
実施活動	カヌー体験	☐ 希望なし		☐ 希望あり		()名		※所バス利用の場合は64名まで									
	野外炊さん	☐ 希望なし		☐ 希望あり ()班		実施日		朝食・昼食・夕食の別									
						()日 日											
						()日 日											
	キャンプファイア キャンドルファイア	☐ 希望なし		☐ 希望あり		①キャンプファイア(雨天：キャンドルファイア) ②キャンプファイアのみ(雨天：中止) ③キャンドルファイアのみ											
その他	☐ 希望なし		☐ 希望あり		(希望する活動)												
備考																	

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

第2号様式(第5条関係)

(令5教委規則6・全改)

年 月 日

様

新潟県少年自然の家所長

使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団 体 名					
使 用 期 間	年 月 日()から 年 月 日()まで (泊 日)				
宿 泊 態 様					
使 用 人 数	名				
使 用 料	宿 泊 室	学 齢 に 達 し な い 者	の べ	人 分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ	人 分	円
		高 校 生 等	の べ	人 分	円
		そ の 他	の べ	人 分	円
	体 育 館	午 前		日 分	円
		午 後		日 分	円
		夜 間		日 分	円
		全 日		日 分	円
	多 目 的 ホール	午 前		日 分	円
		午 後		日 分	円
		夜 間		日 分	円
		全 日		日 分	円
	大 研 修 室	午 前		日 分	円
		午 後		日 分	円
		夜 間		日 分	円
		全 日		日 分	円
	中 研 修 室	午 前		日 分	円
		午 後		日 分	円
		夜 間		日 分	円
		全 日		日 分	円

使 用 料	小 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	和 室 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	工 作 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	野 外 活 動 支 援 棟 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	キ ャ ン プ 場	学 齡 に 達 し な い 者	の べ 人 分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ 人 分	円
		高 校 生 等	の べ 人 分	円
		そ の 他	の べ 人 分	円
常 設 テ ン ト		の べ 張 分	円	
合 計			円	
使 用 の 条 件				
備 考				
貴団体のカヌー実施日は、 年 月 日()の _____ です。				

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式(使用計画書、食事等申込書等)により提出してください。

第3号様式(第13条関係)

(令6教委規則5・追加)

第3号様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

新潟県少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県少年自然の家条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他教育長が必要と認める書類

使 用 申 込 書

年 月 日

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団体名	
団体代表者名	
団体電話番号	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名							勤務先	名称 (電話 - -)						
	電話	自宅							E-mail						
		携帯							FAX						
使用目的															
使用希望日	(1)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()						※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日 () 午前・午後							
	(2)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()													
	(3)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()													
	(4)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()													
	(5)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()													
参加人数	学年	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計	
	男子														
	女子														
	合計														
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館内	()泊	8人室 男子()部屋・女子()部屋 計()部屋												
	キャンプ場	()泊	ドーム型テントを()張												
	常設テント	()泊	常設テントを()張												
利用施設 (利用日時)	利用日	月 日 ()				月 日 ()				月 日 ()					
	利用区分	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
	体育館														
	多目的ホール														
	大研修室														
	中研修室														
	小研修室														
	和室研修室														
	工作室														
	野外活動支援棟研修室														
使用料の 減免	☐ 教育課程に基づく教育活動（第5条の3第1項第1号又は第12条第4項第1号該当）														
	☐ 少年自然の家主催事業（第5条の3第1項第2号又は第12条第4項第2号該当）														
	☐ その他特に必要と認める場合（第5条の3第2項又は第12条第5項該当）														
実施活動	カヌー体験	☐ 希望なし	☐ 希望あり	()名 ※所バス利用の場合は64名まで											
	野外炊さん	☐ 希望なし	☐ 希望あり ()班	実施日	朝食・昼食・夕食の別										
				()日目											
				()日目											
	キャンプファイア キャンドルファイア	☐ 希望なし	☐ 希望あり	①キャンプファイア(雨天：キャンドルファイア) ②キャンプファイアのみ(雨天：中止) ③キャンドルファイアのみ											
その他	☐ 希望なし	☐ 希望あり	(希望する活動)												
備考															

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

年 月 日

様

新潟県少年自然の家所長

使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団 体 名				
使 用 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 泊 日）			
宿 泊 態 様				
使 用 人 数	名			
使 用 料	宿 泊 室	学 齢 に 達 し な い 者	の べ 人 分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ 人 分	円
		高 校 生 等	の べ 人 分	円
		そ の 他	の べ 人 分	円
	体 育 館	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	多 目 的 ホ ー ル	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	大 研 修 室	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	中 研 修 室	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円

使 用 料	小 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	和 室 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	工 作 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	野外活動支援棟研修室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	キ ャ ン プ 場	学 齢 に 達 し な い 者	の べ 人 分	円
小 学 生 及 び 中 学 生		の べ 人 分	円	
高 校 生 等		の べ 人 分	円	
そ の 他		の べ 人 分	円	
常 設 テ ン ト		の べ 張 分	円	
合 計			円	
使用の条件				
備考 貴団体のカヌー実施日は、 年 月 日（ ）の _____ です。				

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式（使用計画書、食事等申込書等）により提出してください。

新潟県少年自然の家 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、指定管理者（株式会社サンアメニティ）が新潟県少年自然の家（以下、「少年自然の家」という。）の管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 規則第3条第1項第2号及び第4号に定める青少年団体とは、25歳以下の者が全体の半数以上を占める団体をいう。

2 規則第3条第3項に定める団体は、次の構成員からなるものをいう。

- (1) 26歳以上の者が過半数を占める団体の構成員
- (2) 企業等の一般団体のために行われる職員研修の受講者

(使用申込み)

第3条 使用申込みに関する問合せ及び予約の受付時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。

2 少年自然の家所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前条に定める期限にかかわらず使用の申込みを受理及び許可することができる。

(使用許可の基準)

第4条 規則第11条で読み替える規則第4条に定める使用の許可は、使用中込書を受理した順序によってするものとする。ただし、同一の日の使用について2以上の使用申込書が同時に提出されたときは、原則として所長が定める方法により調整を行った順に許可する。

(使用許可書の提示)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、少年自然の家を使用するときは、規則第11条で読み替える規則第5条に定める使用許可書を所長に提示しなければならない。

(使用者の遵守すべき事項)

第6条 使用者は、所長が別に定める利用の手引きを遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、所長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。